

神戸市・姫路市連携事業
市内施設における万博特別キャンペーン運営及び広報業務
公募要領

令和7年3月

神戸市・姫路市
一般財団法人神戸観光局・公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

1. 本委託事業の概要

- (1) 事業名 神戸市・姫路市連携事業
市内施設における万博特別キャンペーン運営及び広報業務
- (2) 主催 神戸市、姫路市、一般財団法人神戸観光局
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年12月27日まで
- (5) 委託額 金8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
※受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれる
ものとし、主催者（発注者）は契約金額以外の費用を負担しない。

2. 契約に関する事項

- (1) 契約の方法
契約内容は主催者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
なお、契約は（一財）神戸観光局との間で締結し、上限は8,500,000円（税込）とする。
契約の締結に際し、万が一、応募書類の記載内容に虚偽があった場合は、契約を締結しない
ことがある。
- (2) 委託料の支払い
業務委託事業者と協議により決定する。
- (3) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市及び姫路市の契約事務等からの暴力団
等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

3. 応募資格

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 連絡体制が整い、日本語で迅速なやりとりが可能であること
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる企業等でないこと
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている企業等でないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律第2条第2号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等でないこと
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (6) 神戸市または姫路市から指名停止措置等を受けている企業等でないこと
- (7) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有して
いること
- (8) 神戸市または姫路市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履
行状況が不良との評価を受けていないこと
- (9) 銀行取引停止処分を受けていないこと
- (10) 6か月以内に不渡手形または不渡小切手を出していないこと

- (11) 共同企業体の場合、上記の要件をすべて満たす構成員により結成されたものとし、代表事業者を選定すること。なお、構成員は、他の共同企業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は、単独で本委託業務の提案者として参加していないこと

4. 選考スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| (1) 実施要領公開 | 令和7年3月7日(金) |
| (2) 参加申込兼質疑受付 | 令和7年3月7日(金)～3月14日(金) 17:00まで |
| (3) 質疑回答 | 令和7年3月18日(火)(予定) |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和7年3月28日(金) 17:00まで |
| (5) 書類選考(5社を超える場合開催) | 令和7年3月31日(月)～4月2日(水)の間に実施 |
| (6) 企画提案会(プレゼン) | 令和7年4月4日(金) 13:30～(予定) |
| (7) 選考結果通知 | 令和7年4月4日(金)～順次通知 |

① 参加申込兼質疑受付について

(ア) 参加申込兼質問書(様式1)を作成し後述の「書類提出先・企画提案に関する問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に下記の件名にて電子メールを送付すること。

件名:【神戸市・姫路市連携事業】参加申込兼質問書

(イ) 質問に対する回答は令和7年3月18日(火)頃、参加申込みをしたメールアドレス宛に送付する。

(ウ) 参加申込を行っていないものによる応募は受け付けない。

5. 提出書類

- (1) 参加申込兼質問書(様式1号)
- (2) 誓約書(様式2号)
- (3) 企業等概要書(様式3号)
- (4) 団体等の事業報告書及び収支決算書または損益計算書及び貸借対照表(直近のもの)
- (5) 共同企業体での参加を希望する者は、共同企業体結成届出書(様式4号)
※(1)～(5)は質問の有無に関わらず令和7年3月14日(金)17:00までに提出すること。
- (6) 事業企画提案提出書(様式5号) 令和7年3月28日(金)17:00まで

① 企画提案

別紙「仕様書」を十分理解したうえで以下の項目を含んだ内容で作成し、具体的に提案すること。

- (ア) 参画事業者の募集からキャンペーン周知、市内周遊促進策、実績調査等の業務について具体的な内容(ツール等含む)及びそのスケジュールについて示すこと。
- (イ) これまでの類似・関連業務の実績
- (ウ) 本業務実施にかかる体制及び役割(責任者も明記のこと)
- (エ) その他、特筆すべき事項(任意)

② 提出物

以下（ア）、（イ）、（ウ）をセットにして後述の「書類提出先・企画提案に関する問い合わせ先」に記載の担当部署宛にEメールにて送付するとともに受領日が確認できる手段（レターパックや書留等）で郵送または直接持参（平日9：00～17：00まで）とする。

（ア）事業企画提案提出書（様式5号）

（イ）企画提案書

（ウ）見積書

- ・円建てで作成すること
- ・見積書には積算根拠を示した内訳を記載すること
- ・消費税及び地方消費税、人件費、通信費等、事業にかかるすべての費用を含むこと

③ 提出方法

- ・Eメールで送付する際のデータはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」とすること

※（ ）内は各々必要事項を記載すること。

- ・郵送または持参する際は（ア）（イ）（ウ）を正本2部、（イ）（ウ）を副本10部用意すること。

※正本は、社名入りの表紙をつけ、副本は、提案者が特定できないよう、全てのページにおいて社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

6. 事業者の選定方法

- （1）単体企業または共同企業体によるプロポーザル方式とする。
- （2）提出書類に関するヒアリングは必要に応じて実施する。
- （3）原則、提案事業者が5社を超える場合は、企画提案会に先立ち書類選考を実施する。
- （4）企画提案会（プレゼンテーション）における事業者選定にあたっては評価項目に沿って企画提案書類等提出書類とプレゼンテーションの内容審査を下記のとおり評価を行い、総合点（100点満点）を算出する。企画提案会（プレゼンテーション）の総合点が最も高い事業者を業務委託候補者とする。

評価項目		配点
事業者の適格性	本事業を実施することができる業務実施体制であるか 法人又は人材の知識・経験、同種業務の実績があるか	10点
事務局体制	本業務を円滑に遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されており、事務局体制も整っているか。	15点
	事業及び業務に対する理解、内容の具体性・妥当性・独自性・実効性があるか	

提案内容の有効性	多くの参画事業者・利用者が見込めるような募集内容になっているか 広報業務については全体を通じてより多くの認知が見込めるような発信媒体及び方法が提案されているか	40点
提案内容の実行性	業務内容の実施スケジュール案が業務目的に照らして効果的なものであるか	20点
提案額の適正さ	提案価格及び経費内訳が妥当かどうか	5点
地元事業の受注機会	本社が神戸市または姫路市にあるかどうか（10点） 支店が神戸市または姫路市にあるかどうか（5点）	10点

(5) 総合点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目により最終決定する。

- ① 「提案内容の有効性」の合計点数が最も高いもの
- ② ①が同点の場合は、「提案内容の実行性」の点数が最も高いもの
- ③ ②が同点の場合は、見積金額が最も安価なもの

ただし、「提案内容の有効性」が5割に満たない場合は、採用しないものとする。

(6) 審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けないものとする。

(7) 契約内容や支払方法等については、業務委託予定者との協議により決定する。

(8) 採用決定の結果については、採否の如何を問わず応募を行った提案事業者に連絡を行う。

(9) 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ① 選考委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選考終了までの間に他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

7. 企画提案会（プレゼンテーション）の実施

開催日時：令和7年4月4日（金）13：30～予定

※提案事業者数により時間は変更となる場合がある。

場 所：一般財団法人神戸観光局

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館7階会議室

説明者：実際に本委託業務に携わる者（プロジェクトリーダー又は、プロジェクトリーダーに準ずる者）が行うこと。

8. 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表、その他主催者が必要と認めるときには、主催者は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

9. その他

- ・応募に要する費用は全て応募者の負担とする。
- ・提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
いかなる場合も提出された書類の返却はしない。また、提出後の内容の修正及び変更は原則として認めない。
- ・提出された書類について情報公開請求があった場合は、神戸市及び姫路市の情報公開制度に基づき公開することがある。
- ・選考された事業者は、提出された書類に関する内容も契約の範囲とする。
- ・契約時における業務費用については、見積り額を上回らないこととする。
- ・契約締結後、応募資格を満たさないことが判明した場合または書類に虚偽の記載が発覚した場合は、主催者は何ら催告を要せず契約を解除することができる。なお、これにより事業者に生じた損害について主催者は一切の責任を負わない。

10. 書類提出先・企画提案に関する問い合わせ先

一般財団法人神戸観光局 観光部：担当 宇野・本田

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館9階

電話：078-230-1120 FAX：078-230-0808

電子メールアドレス：tourism_promotion@kcva.or.jp